

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年3月26日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

(注意事項)

監査対象機関名 福祉指導課	監査実施年月日 平成 30 年 8 月 2 日
○監査の結果 行政財産（土地及び建物）に係る使用料及び貸付料の徴収において、調定が 5 か月以上遅延していたことは適切でない。	
○措置状況 再発防止策として、平成 30 年 8 月 8 日、会計管理課職員を講師として財務会計に関する研修を実施し、所属職員の財務会計に関する知識の向上を図った。 今後は、行政財産の使用許可を行った際は、速やかに調定を行うこととする。	
監査対象機関名 県立中央病院	監査実施年月日 平成 30 年 7 月 19 日
○監査の結果 固定資産（土地及び建物）の使用許可に係る使用料の徴収において、調定 7 件が 3 ヶ月以上遅延したこと、またそのうち 3 件が 1 年以上遅延していたことにより平成 29 年度決算に影響を与えたことは適切でない。	
○措置状況 再発防止策として、担当課長が行政財産の使用許可状況等を月末ごとに確認し、進捗管理を行うこととした。 今後は、行政財産の使用許可を行った際は、速やかに調定を行うこととする。	